

医療渡航支援企業の認証基準
および応募手続きについて

平成 27 年 7 月

(認証組織)

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

目 次

1. 認証の目的	2
2. 認証基準	3
3. 認証の停止について	6
4. 認証審査について	7
5. 応募手続きについて	8

1. 認証の目的

国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む））の受診者（以下、渡航受診者）の受入れにおいては、訪日前から帰国後にわたり、医療情報のやり取り、通訳、移動手段、宿泊等の幅広いサポートが必要であり、文化の違いによるトラブルなどのリスクも存在している。これらに対応するために、医療機関が、自ら必要なリソースを保有し対応することは、現状では、一部の医療機関を除いては困難である。これらの対応について、医療機関への支援を事業として行う企業（以下、医療渡航支援企業）が存在しているが、それらが提供するサービスの内容は様々である。

そのため、渡航受診者が安心して医療サービスを受け、また受入れを行う医療機関も適切な医療を提供できる環境を整えるには、質の高い支援サービスを提供できる医療渡航支援企業を育成し、その存在を国内外に周知する必要がある。

こうした認識に基づき、一定の基準を満たした、質の高い支援サービスを提供できる企業を「医療渡航支援企業」として認証する。

2. 認証基準

以下の基準を満たす企業を「医療渡航支援企業」として認証する。

(1) 医療滞在ビザ身元保証機関

経済産業省または観光庁において登録した医療滞在ビザ身元保証機関であること。

(2) 旅行業登録

医療渡航支援に必要な移動や宿泊等の手配を適切に行うことができるよう、旅行業登録（第1種、第2種、又は第3種）がされていること。

(3) 受入実績

受入れ医療機関のコーディネート、通訳等による多言語対応、移動及び宿泊手配、医療費支払い等の一連のサービスを行っており、海外在住の外国人の治療行為に関する国内医療機関への受入業務の実績が、直近2年間の平均で年間150名以上（うち治療目的が120名以上）であること（医療滞在ビザ以外での訪日でも良い）。

（受入実績のカウント方法）

1人の渡航受診者に対する医療機関への受診手配業務の提供を必須とし、加えて、受入支援業務、渡航・滞在支援業務、医療費支払支援業務のいずれかのサービス提供を付加した一連の業務を1件としてカウントする。

（注：カウントする業務の定義）

・医療機関への受診手配業務【必須業務】

渡航受診者が、治療、人間ドック、セカンドオピニオン等のために来日し、適切な医療を受けることができるように、医療機関への診療・入院等の日程調整、初診日予約等の諸手配を行うこと。

・受入支援業務【付加業務】

渡航受診者からの依頼に基づき、医療機関に対して来日可否判断の問い合わせを行い、受入支援を行うこと。

・渡航・滞在支援業務【付加業務】

渡航受診者の渡航・滞在のための諸手配、国内でのアテンド、医療通訳の手配、医療情報の翻訳等を行うこと。

・医療費支払支援業務【付加業務】

渡航受診者が受診するにあたって見積の取得から支払精算までの一連の支援を行うこと。

(4) 医療機関からの推薦

認証組織が作成する受入医療機関リストに掲載された 3 つ以上の医療機関より推薦されること。

推薦者は医療機関を代表する立場の者（理事長、病院長、または同等の者）とする。

(経過措置)

現在（平成 27年 7月時点）、認証組織での受入医療機関リストが作成途中であることから、経過措置として、病床数 200 床以上の医療機関からの推薦で可とする。受入医療機関リストの作成後に改めて推薦を受けた医療機関との照合を行い、推薦者の追加の可否を通知する。（推薦を受ける医療機関を選定する際には、医療国際展開タスクフォース／インバウンド・ワーキンググループの「医療渡航支援企業認証等ガイドライン」掲載事項を参照のこと）

(5) プライバシーマーク

個人情報適切に取り扱う必要性に鑑み、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること。

(6) 顧問医

渡航受診者からの相談に備え、顧問契約等により随時医師に相談できる体制を有すること。

(7) 渡航受診者への説明等

渡航受診者とのトラブルやクレーム等の防止の為、サービスの範囲、支払い、中途解約に関する事項、個人情報の取扱い等について書面で渡航受診者に説明するプロセスや必要な書類を整備していること。

(8) 事業計画

事業計画（受入渡航受診者数の見込み、研修計画など）を認証組織に示すこと。

(9) 受入支援業務の状況の把握

定期的に渡航支援業務に関する報告書（渡航受診者の基本情報、受入医療機関、治療内容、及びトラブル対応結果等の情報を含む）を作成し、認証組織に示すこと。

また、渡航受診者の支援業務を行う際、受入医療機関に対し、認証組織による認証渡航支援企業の活動状況等に関する調査の可能性を伝え、可能な範囲での協力を依頼すること。

(10) その他事項

- ・ 渡航受診者の渡航に関して、訪日前の調整から帰国後のアフターサービスサポートまで責任をもって対応すること。
- ・ 認証組織が開催する研修等に社員を参加させる、有意義な資格等の取得を推奨する等、サービスの質の担保に努めること。
- ・ 認証組織が主催する会合や実施する調査に参加する等、医療渡航支援全体の活性化、高度化に積極的に協力すること。
- ・ 認証組織が渡航受診者や受入医療機関に対して行う調査等に協力すること。
- ・ 認証組織が求める医療渡航支援業務に関する報告、調査、業務改善、その他必要な措置等の遂行に協力すること。
- ・ その他、医療渡航支援業務に関する理念や取組み体制、業務範囲、医療通訳等の確保状況等を総合的に考慮して認証を行う。

※ 認証基準の一部を満たさない場合であっても、質の高いサービスを提供していると考えられる場合等には、「準認証」とすることがある。

3. 認証の停止について

以下のいずれかの事項に該当したときは、認証を取り消す。

- (1) 認証の基準を満たさないことが判明した場合
(例 申請書類に虚偽の内容があった場合等)
- (2) 認証に関わる認証組織の要請等に応じない場合
(例 正当な理由なく、認証組織の調査に協力しない、もしくは虚偽の報告等を行う等)
- (3) その他、法令違反等を認めた場合、認証組織が認証の停止が相当と判断した場合
(例 企業としての業務が行えない状態となったとき等)

※ 認証の取消にあたっては、十分な意見交換を行った上で決定する。

4. 認証審査について

(1) 書面審査

提出された応募書類について書面審査を行う。

(2) 面談・実査

応募企業を訪問し、担当部署等への面談・実査を行う。

(3) 認証組織における協議

書面審査、面談・実査を踏まえて、認証組織において協議を行い、認証可否を決定する。

(4) 審査結果の通知

- ・審査結果については、速やかに応募者に通知する。
- ・審査は非公開で行い、その経緯は通知しない。
- ・なお、提出された応募書類は返却しない。

(5) 標準処理期間

審査料の支払いが確認できた日から、当該申請に対する処理をするまでに要する標準的な期間は 40 日程度を目安とする。(ただし、申請を補正するために要する期間、審査のために必要なデータを追加するための期間、土曜日・日曜日および祝祭日は含まない)

(6) 認証有効期間

認証付与日より 1 年後の応当日まで

(7) 更新審査（認証基準遵守状況の確認）

- ・認証を継続するにあたっては、認証基準の遵守状況の検証を行う。
- ・認証付与後、概ね 1 年以内に、認証基準に基づいて更新のための審査を行う。
- ・認証の継続を希望する場合は、認証期限の 1 ヶ月前までに改めて応募書類を提出すること。

(8) 審査料

- ・認証審査料 ￥300,000 円（消費税を除く）
- ・更新審査料 ￥150,000 円（消費税を除く）
- ・審査料は、理由を問わず返金しない。

5. 応募手続きについて

(1) 応募書類

- ・申請書【様式1】
- ・説明書【様式2】
- ・全部事項証明書
- ・定款（写）
- ・財務諸表（2ヶ年分）（写）
- ・その他申請内容に付随する書類（任意）

(2) 応募期間

随時受け付ける。（期限を特に定めない）

(3) 応募書類提出先

下記宛てへの郵送にて受け付ける。

〒102-0082

東京都千代田区一番町13番地一番町法眼坂ビル

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

インバウンド事業部 認証事業推進室 あて

(4) 審査料の支払

応募書類の受付後に審査料支払の振込口座をご案内する。

(5) 問合せ先

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

インバウンド事業部 認証事業推進室

TEL 03-6261-3971

Email : mejinbound@me-jp.org